

第2期岐阜県工賃向上計画

平成27年11月
岐 阜 県

1 計画の目的

平成18年4月に施行された障害者自立支援法において、従来の障害種別ごとの複雑な施設・事業体系が利用者本位のサービス体系に再編されたほか、障がい者の就労支援が抜本的に強化され、新たな就労支援事業の創設や、雇用施策との連携が強化された。その後、障害者自立支援法の改正により、平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法整備がなされた。

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労をしていただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要となっている。

このため、国では、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度から平成26年度までの3か年については、全ての就労継続支援B型事業所において「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成27年度以降についても「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとなった。（『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（平成24年4月11日障発0411第4号（平成27年3月24日一部改正障発0324第3号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

岐阜県においても、平成20年3月に「岐阜県工賃倍増計画」、平成24年度8月に「岐阜県工賃向上計画」を策定し、工賃水準の向上に向けた取り組みを行ってきたが、引き続き工賃水準の向上に向けた取り組みを行うため、「第2期岐阜県工賃向上計画」を策定する。

2 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3か年とする。

3 計画の対象事業所

第2期岐阜県工賃向上計画では、以下の事業所を対象とする。

対象事業所：就労継続支援B型事業所

障害者自立支援法の施行に伴う旧法体系による施設の新体系サービス事業所への移行（～平成24年3月）、その後の新規事業所の設立により、岐阜県工賃向上計画の開始時点である平成23年度と比べ、障害福祉サービス事業所は大幅に増加するとともに、就労継続支援B型事業所が就労継続支援A型事業所へ移行するなど、事業所種別ごとの事業所の構成も変わってきている。

岐阜県においては、以下の表のとおり平成18年度では就労継続支援B型事業所の平均工賃月額是全国平均を上回っていたが、平成22年度実績では全国平均を下回った。その後平均工賃は上昇したものの、依然として全国平均を下回っており、平成25年度実績では就労継続支援A型事業所、就労支援B型事業所ともに全国平均を下回っている。

工賃向上への取組は、就労継続支援A型事業所や作業を実施する生活介護事業所についても行っていく必要があるが、就労継続支援B型事業所の平均工賃月額が全国平均を大きく下回る現在の岐阜県の状況を踏まえ、本計画においては専ら同事業所を対象事業所とする。

【事業所種別による平均工賃月額比較】

対象年度	事業所種別	対象範囲	事業所数	平均工賃月額（円）	対全国平均
平成18年度	就労継続支援A型	岐阜県	2	41,548	+31,431円
		全国	83	10,117	
	就労継続支援B型	岐阜県	5	14,270	+2,395円
		全国	587	11,875	
平成22年度	就労継続支援A型	岐阜県	15	75,253	+3,560円
		全国	715	71,693	
	就労継続支援B型	岐阜県	60	11,028	-2,415円
		全国	4,880	13,443	
平成25年度	就労継続支援A型	岐阜県	70	66,714	-2,744円
		全国	2,282	69,458	
	就労継続支援B型	岐阜県	120	11,756	-2,681円
		全国	8,589	14,437	

4 岐阜県工賃向上計画での取組について

(1) 岐阜県工賃向上計画の概要

計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間

目標工賃

障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な費用を見込み、また各事業所が設定した目標額を考慮して、平成26年度の目標工賃を月額20,000円とした。

ア 障がい者が地域での自立した生活を営むために必要な費用

- ①生活保護制度における生活扶助基準額（最低生活費）：101,140円/月
- ②障害基礎年金による所得：65,542円/月
- ③特定障害者特別給付費：10,000円/月

必要工賃月額（①－②－③）

$$101,140円 - 65,542円 - 10,000円 = 25,598円$$

イ 各事業所が設定した目標工賃：14,319円/月

$$(必要工賃月額 25,598円 + 各事業所の目標工賃 14,319円) \div 2 = 19,959円 (\approx 20,000円)$$

取組の内容

岐阜県工賃向上計画では、主に以下の取組を実施した。

(I) 社会就労事業推進セミナーの開催

地元企業、福祉施設、行政関係者等を対象に啓発セミナーを開催。

(II) 社会就労推進工賃アップモデル事業（うち、コンサルタント派遣事業等）

授産施設等にコンサルタントを派遣し、又は施設等が集結して講習会等を行う作業種別研究会を開催することにより、商品開発のポイント、ノウハウ等を学ぶ機会を提供。

(Ⅲ) 社会就労推進工賃アップモデル事業（うち、社会就労推進モデル事業）

授産事業を行う社会福祉法人等の中から、実施能力があると認められる者を選定し、工賃アップのために行う取組と、その結果の報告を求める委託事業を実施。

(2) 岐阜県工賃向上計画に基づく取組を実施した期間の工賃実績

岐阜県工賃向上計画に基づく取組を実施した平成24年度から平成26年度の工賃実績については、以下の表のとおりとなった。

岐阜県工賃向上計画の対象機関であるこの3年間は、障害者自立支援法の施行に伴う旧の法体系に基づく施設からの移行後、新体系に基づき新規事業所が多く設立された。就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所ともに増加しているが、とりわけ就労継続支援A型事業所が大幅に増加している。また、就労継続支援B型事業所から工賃向上の対象とならない生活介護事業所へ移行する事業所もあり、施設の構成も変化してきている。

新体系移行後の平成24年度と比較すると、就労継続支援A型事業所については平均工賃がほぼ横ばいになっている一方、就労継続支援B型事業所については平均工賃が上昇している。

【平均工賃月額推移】

<岐阜県>

施設種別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額
①就労継続支援A型	29	77,622	49	68,614	70	66,714	95	67,379
②就労継続支援B型	85	11,344	111	11,708	130	11,756	131	12,955

<全国>

施設種別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額
①就労継続支援A型	1,097	71,513	1,554	68,691	2,082	69,458	未発表	未発表
②就労継続支援B型	6,608	13,742	7,938	14,190	8,589	14,437	未発表	未発表

5 県内の就労継続支援B型事業所の状況

(1) 事業所数

平成27年4月1日現在の就労継続支援B型事業所数は134となっており、平成27年2月1日現在の総定員数は2,837名となっている。

【就労継続支援B型事業所数】

134事業所（平成27年4月1日現在）	
うち多機能型事業所	63事業所
<内訳>生活介護	38事業所
自立訓練	3事業所
就労移行支援	19事業所
就労継続支援A型	12事業所
（3つの事業を行う事業所	8事業所）

(2) 平均工賃月額

県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、平成26年度実績（131事業所）で、12,955円となっている。

【平均工賃月額の分布】

平均工賃月額	事業所数
20,000円以上	24
15,000円以上 20,000円未満	17
10,000円以上 15,000円未満	29
5,000円以上 10,000円未満	48
5,000円未満	10
支払実績無し	3
計	131

(3) 事業所の現状と考え方（アンケート結果の概要）

工賃向上計画の策定にあたり、平成27年4月～5月に就労継続支援B型事業所に対して工賃向上への取組に向けたアンケートを実施した。（134事業所中106事業所から回答）

ア 実施している作業の内容

作業の内容	事業所数	構成比
下請・内職（施設内）	84	79.2%
自主製品生産	85	80.2%
施設外就労	22	20.8%
その他（喫茶店の運営、外注商品の販売など）	18	17.0%

※複数の作業を実施している事業所が多いため、事業所数とは一致しない

イ 現在の工賃水準に対する考え方

考え方	事業所数	構成比
十分な水準	8	7.5%
十分ではないが必要最低限の水準	75	70.8%
必要最低限の水準に達していない	23	21.7%

ウ 工賃向上の取組に対する課題・考え方

(工賃向上計画の取組)

- ・3年間の取組により、必要最低限の工賃水準に到達した。
- ・新たな下請け作業先ならびに施設外就労先を開拓してきた。
- ・売上は向上したが、利用者の増や重度障がい者の割合の増加により、平均工賃は減少してしまった。
- ・国の平均を上回る工賃を目指しているが、作業能力の高い利用者を募集することが難しい。
- ・重度障がい者、高齢障がい者の就労、就労意欲を保てる収入を確保を目指す。
- ・工賃アップの取り組みを利用者、家族、地域、他施設と協力し行う。
- ・就労継続支援B型事業所に対する利用者ニーズも変化しているなか、就労継続支援事業B型のあり方を明確にすべき。

(下請・内職作業、施設外就労)

- ・内職作業のみでは、なかなか工賃は向上しなかった。
- ・時期によって作業量にバラつきがある。
- ・単価の高い作業を受注するため、企業への営業活動を行う。
- ・季節商材は、納期が厳しく単価が高いが利用者のできる工程が少ない。
- ・受注した仕事を高い品質で確実にこなすことが取引企業からの信頼につながる。
- ・利用者の体調や能力によって、作業を受注できない場合や、納期を守ることが困難な場合もある。
- ・企業からの内職単価は健常者をベースに提示されている。障がいがある人の作業能力では単価が見合わないが少しでも効率よく出来るよう工夫し支援したい。

(自主製品生産)

- ・現商品の販売方法やパッケージ等の見直しも行き、売れる商品を作っていきたい。
- ・自主製品の品質の向上、設備投資による効率性、生産性の向上、販売力を強化、製品のブランディング化、企業のノウハウを取り入れた生産・販売のシステム構築、大量注文に耐えうる生産体制の整備、販路の拡大、経費の削減による収益増化の取組みを継続していく。
- ・自主製品の価値を高め、販売を強化するため発信力を強化する。個展、展示販売、体験教室の開催、SNSの活用により、広く認知されることを目指す。
- ・消費税増税や原材料費の高騰により、値上げもなかなか出来ず、工賃に反映していくことが難しい。
- ・多業種・多品種の生産品があり、多くの作業場面を利用者に提供できる。
- ・自主製品の売上が季節により変動するため、季節に合わせた商品の開発により安定的な売上を目指す。
- ・消費者のニーズに合った商品を開発するのは難しい。
- ・農業生産は収入が不安定なため、蓄えることで安定した工賃の支払いを目指す。安定

した売り上げの確保のため、消費者への直接販売の割合の増加を目指す。

(利用者の状況)

- ・新しい作業の紹介を受けても、利用者の高齢化やレベルの低下などにより引き受けられない。施設外就労についても参加できる利用者が減少している。
- ・利用者の状況により工賃向上と生活面・就労面における支援の両立が必要。
- ・精神障がい者は病状や体力的な面で短時間労働を希望する利用者が多い。このため、短時間での就労でもある程度の月収を確保することが必要。
- ・利用者の体調や能力に合わせて作業を選択し、競争意識を加速させず利用者を追い込むことがないよう配慮したい。
- ・利用者が固定された作業のみでなく、様々な作業をできるようになることで、効率よく、いろいろな仕事をこなしていくことができるように指導している。
- ・利用者の約半数は就労Bの対象者でなく生活介護の対象者であり、工賃向上を進めていくことは困難。
- ・能力や体調により、利用者間で工賃に大きな差がある。
- ・利用者の状況に応じた、作業効率化を図るため、一部治具化を導入する。
- ・利用者の労働実感の伴った工賃支給でありたい。
- ・B型の機能として「一般就労を目指す」と言われる中で、最低賃金に近い額をもらうことができるような利用者は一般就労を目指す位置にいると思う。当施設ではその人の状況にもよるが、ある一定の時給（評価）に達した人には就職を目指していくようにしている。

(事業所の体制)

- ・問題点をすぐに解決する取組みを実施。
- ・職員の指導力の向上を図る。
- ・障がい者の施設であることをできない理由にせず、レシピの検討と試作を繰り返し、ラッピングにより顧客を増やし、売上アップを目指している。
- ・円滑な人間関係の構築。支援員に対して話しやすい、相談しやすい関係づくり。利用者が働きやすい環境づくりを大切にする。
- ・利用者自身の要求、主体性、自己決定権を最大限尊重し、支援側から一方的に押し付けない。
- ・工賃向上の取組みにより利用者が携わることの出来ない作業や工程が多くなった結果、職員の負担が大きくなった。
- ・精神障がい者の就労支援に重要なことは、リハビリテーションに力点を置いて運営しているため、稼得能力が高くなった時点で施設を卒業し一般就労を目指す支援に切り替える。このため、施設内での工賃向上を優先的に考えていない。

エ 工賃向上の取組に対する利用者・家族の意見（主な意見）

(利用者の意見)

- ・作業を頑張った対価として工賃が上がることは嬉しい。物価の上昇に併せて工賃も上げて欲しい。作業ばかりではなく、行事なども楽しみたい。
- ・工賃が増えることはうれしい。買物や映画に行ったりできるのでそれが楽しみ。
- ・いろいろな作業ができるようになりたい。
- ・お給料が増えると仕事のやる気もでる。
- ・工賃は多いほど良いが、作業がハードになりすぎるのは嫌だ。

- ・20代～40代の若い利用者は、新しい作業を取り入れることに前向きである。50代以上の利用者は、作業の負担が増えるため取り入れることに慎重な様子である。
- ・ほとんどの利用者が工賃向上を希望しており、工賃向上するには現在より作業の負担が大きくなることを理解している。ただし、どのように負担が大きくなるかまでは理解できていない利用者が多く見られる。
- ・新しい取り組みで工賃アップに取り組んでいることを、みんなが知ってほしい。
- ・やりがいのある作業を提供して欲しい
- ・当所では、現状以上の賃上げを望む利用者はいない。家族も同様。高賃金を期待する人はA型か一般就労を選択していると思われる。

(家族の意見)

- ・工賃が向上することにより、自己実現ができることが期待できる。
- ・本人の能力の範囲内で自分の力で少しでも多く稼いでほしい。
- ・工賃の向上が不十分であり、自立した生活には程遠い。親が高齢になったり、死去した後に自立した生活ができるような月額工賃と安定した仕事が必要。
- ・工賃が上がることは張り合いになる。自分の好きな物を購入したり、外出できることは大きな喜びになっている。お金の管理や使い方についても支援して欲しい。
- ・利用者の体調に合わせ、休憩を十分に取ながら、過度な負担になることなく、毎日通えるのが一番よい。
- ・工賃向上のための作業量増加を望まない。
- ・お金より社会経験として通わせたい。
- ・まず生活支援により施設で集団生活ができるようになったうえで、経済的に自立した生活が出来ることを期待している。
- ・障がいによって意見が分かれる。工賃の向上について協力的な家庭が多い一方、工賃を得るために利用しているわけではないという家庭もある。
- ・仕事の幅を広げ、一般就労できることが理想。
- ・工賃向上のため職員の負担が大きくなるよりは、余裕を持って利用者と接して欲しい。
- ・福祉サービス利用の為の自己負担が増大することの方が心配。
- ・生活介護の利用者と就労継続支援の利用者の工賃の格差に一部から不満がでている。

オ 工賃向上の取組で県に期待する支援

- ・下請作業の企業開拓支援、紹介、斡旋。
- ・優先調達制度による調達の推進、普及啓発。
- ・県の仕事で事業所が対応できる作業の委託（下請作業、施設外就労）。
- ・県における自主製品の購入拡大（ハート購入の積極的な実施、拡大等）。
- ・自主製品の企業、地域への啓発、紹介や、販売先、販売機会の確保（店舗の設置等）。
- ・設備投資、職員確保等への各種補助制度の拡大。
- ・商品開発の他、幅広い分野における講師や専門家のアドバイザーの派遣拡大。
- ・県の施設やイベントでの自主製品の販売。
- ・計画は三ヶ年に渡り継続的に続くことから、助成金や補助金の用途を単年度ではなく三ヶ年を通して活用できる利用しやすい制度を期待する。
- ・障がいのある人も地域で安心して暮らせる社会づくり。
- ・セルフ等で販売の機会を提供していただけるが、岐阜市近辺がほとんどで、参加することが困難。
- ・職員がスキルアップするための研修及び講習などの開催。

- ・公的機関や市町村への優先調達の推進や常設スペースの開設の働きかけ。
- ・他事業所における成功事例の紹介、資料の提供。
- ・事業所へ仕事を発注している企業への補助や支援。
- ・各施設・事業所が請け負える作業をパンフレット等にして企業へ提示し、企業から外注されるような取組みを期待する。
- ・複数の事業所が共同となって、分担で受注・生産ができるシステムの構築のための支援。
- ・企業との請負料金交渉への支援。
- ・平均水準に満たなくても、工賃向上の成果に基づく、県独自の加算の創設。

カ 工賃向上の取組で市町村に期待する支援

- ・下請作業の紹介、斡旋。
- ・企業への就労継続支援B型事業所の紹介、啓発（下請作業ができることのPR等）。
- ・地元の企業や地域との連携の支援（企業や団体との交流会の開催、市のホームページ、市役所内掲示板、広報誌等を活用したPR等）。
- ・ハローワークと連携した、施設の紹介、作業の募集。
- ・市町村の仕事で事業所が対応できる作業の委託（下請作業、施設外就労）。
- ・市町村における自主製品の購入拡大や学校給食等での安定的な自主製品の活用。
- ・市町村の施設やイベントでの自主製品の販売、記念品等への採用。
- ・障害者優先調達推進法により策定した調達方針に基づく物品等の調達。
- ・自主製品の販売機会の確保（庁舎内に販売コーナーの常設、喫茶店の設置等）。
- ・自治体独自の補助金の充実（事業所を積極的に活用する企業への補助、利用者の手元に残る工賃を増やすための公共交通機関・ガソリン代等交通費に関する補助等）。
- ・ふるさと納税等における福祉商品枠の設置。
- ・担当課の職員が施設・事業所を巡回し利用者の励まし、相談。
- ・農政部局からの休耕地の斡旋支援等、福祉部局以外からの情報の提供や支援。
- ・新たな委託業務の発注（図書館の貸出業務、整理整頓業務等）。
- ・引きこもりの数を把握し、サービス事業所を通じた社会参加を促す。

キ その他、工賃向上の取組に関する県への意見等

（就労継続支援事業所のあり方）

- ・精神障がいの特徴を考えると、果たして工賃向上を追求することが、事業所の役割なのかと疑問に思う。
- ・工賃競争の外にいる人こそB型の受け皿であり、B型でさえも工賃で評価すると、居場所を失う利用者が増えると思う。
- ・工賃向上を目標にするのはわかるが、全ての利用者が同じレベルで作業は出来ない。他に支援しなければならないことが沢山ある。
- ・「工賃向上への取組み」が前面に出ることで、本来のB型事業所として求められる支援や日中活動の場が窮屈になり、利用者の負担となってしまうことのない様に取組んでいきたい。
- ・工賃向上を過剰に進めると 作業能力が向上したものを就労支援せず、施設に抱え込んでしまい就労支援への結びつきが弱まるように思われる。同時にA型事業所の目的、役割も検討するべき。

（工賃向上推進のありかた）

- ・重い障がいのある利用者に対し作業に重点を置き過ぎた支援は適当ではない。一方作業能力の高い利用者にとっては、やはり現在の工賃は低すぎると思う。工賃向上を目指すことは必要だが、様々な利用者がある事業所ではなかなか難しいと思う。
- ・B型以上のステップアップが見込めない障害特性・障害の重さに対しては、所得補償の観点からも、本人の社会参加や生きがいの観点からも、今後工賃向上の取り組みの推進を期待している。
- ・単に工賃を向上を目指す取り組みとするのではなく、それによって障がい者がどのように力をつけて自立していくのが大切。
- ・障がいのある方への自立支援のための工賃アップであるが、個々の事業所では限界がある。大量発注にも応えられるように同じような作業を行っている事業所間が連携をとれるようなシステムづくりなどを構築してはどうか。
- ・工賃向上だけにとらわれず、事業所の実態をふまえることが大切。

(セルフ支援センター、作業の斡旋)

- ・県社協セルフ支援センターの販売あっせん料の見直し。
- ・セルフ支援センターを通して、販売の機会の斡旋、提供を積極的に行っていただいていることは、ありがたい。

(人材育成・人材確保)

- ・設備等のハード面だけでなく、人材の育成や技術的な向上などソフト面についても、単独の事業所だけでは解決が困難。先進的な事業所の紹介や講演、実技指導などの支援が必要。
- ・利用者の高齢化により、作業困難な方も増えてくる。人材確保は大きな課題。
- ・工賃向上のためには、一般企業における経営手法を取り入れる必要があり、利用者の心身の健康状態の配慮や作業指導と生活支援を平行にして実施しなければならないため職員がその分負担を強いらざるを得ないため、ボランティア等の人的派遣及び確保への支援体制を整えて欲しい。

(規制緩和)

- ・薬事法やキャラクター商品の著作権等、自主製品の法的な制限が厳しい。制限に対する情報提供、福祉目的の商品に対する優先策等に関する助言していただきたい。
- ・色々な取り組みが出来るよう、さらなる規制緩和を行っていただきたいです。

(目標工賃達成加算)

- ・全利用者同額の月給制の場合、祝祭日の日数によっては、1月の出勤日にバラつきがあり、時給換算は低くなる月もある。下請け収入や自主製品の売上が上がらないとなると、出勤日の日数を減らさなくては工賃向上は達成できない。

(優先調達)

- ・優先調達推進法の効果がどのように表れているのか実態、実状を知りたい。
- ・自主製品生産以外で優先調達の制度が余り活用されていないように感じる。

(県からの支援への要望)

- ・障がい特性を理解したうえで精神障がい者の事業所で具体的にどう進めていくと工賃向上が見込めるのかアドバイスが欲しい。

- ・「地産地消」で、岐阜県の特産品を原料に使った自主製品の開発・販売を考えているが、外国産、他県産に比べて割高となり踏み切れない。安価に供給してもらえるよう商工会やJAとの橋渡しをお願いしたい。

6 工賃向上に当たっての課題

対象事業所の状況、事業所へのアンケート結果から、以下の課題が考えられる。

(1) 利用者の状況に応じた作業の確保、技術力の向上

利用者、家族にとっては、工賃向上は望ましいことであるものの、そのための取組によって利用者、家族の負担が大きくなること、事業所職員の負担が大きくなって利用者への支援が十分にできなくなることが懸念されている。

また、事業所にとっては、ほとんどの事業所で現在の工賃水準が十分ではないと考えており、工賃向上の取り組みの必要性を認識しているが、本来の目的である利用者への就労の機会を提供することを中心としながら、工賃向上のための様々な作業に取り組んでいくためには、年間を通じて安定した作業を確保し、利用者がそれぞれに応じた作業に取り組んで安定して通所しながら、技術力の向上に取り組んでいけるような環境を整えていくことが必要となっていると考えられる。

(2) 人材の確保、情報の共有化

工賃向上の取組に対して意欲がありながらも、人材や技術、情報の不足から踏み出せない事業所があり、人材の育成及び、技術の向上を図るほか、課題解決のヒントとなる先進事業所の事例の共有化が必要。

また、小規模事業所にあっては、単独で商品開発、大量受注、新しい分野の開拓を行うことが困難であることから、事業所間の情報共有、協力体制の整備のほか、共同受注窓口等を通じた共同受注体制の整備が必要になってくると考えられる。

(3) 企業や官公署からの安定した作業の確保、単価の引上げ

8割以上の事業所が実施している下請・内職作業や、施設外就労において、工賃向上に取り組んでいくためには、年間を通じて安定した作業量の確保、単価の高い作業の受注が必要となる。

そのためには、作業を発注する企業や官公署の理解、協力が不可欠であるほか、事業所においては、発注者側に信頼性の高い作業を提供できるように品質管理、技術向上に取り組む必要があると考えられる。

特に官公署においては優先調達推進法に基づき、物品調達だけでなく役務の提供を含め事業所への発注を拡大していく必要がある。又、小規模事業所においては品質管理や技術向上に当たって、共同での取組を進める必要があると考えられる。

(4) 収益力の高い自主製品生産、販路の拡大、新規分野参入への取組みの体制づくり

これまで主な作業として取り組んできた下請・内職作業では工賃向上を望めないため、自主製品生産に新たに、または重点的に取り組んでいこうとする事業所があるように、工賃向上のためには、収益力の高い自主製品生産への取り組みが課題となる。

事業所にとっては、自主製品生産のためには、従来の福祉的な支援以外の、事業経営や営業活動、商品開発等の知識、技術が必要になってくることから、職員の人材育成や確保など、それに向けた体制づくりが必要と考えられる。また、販路の拡大にあたっては共同受注窓口等を通じた共同での取組が必要になってくると考えられる。

加えて、工賃向上のために新たな分野へ参入し、職場を拡大していくことも必要であると考えられる。特に、農業分野への参入については、野外における農作業が、障がい者の心の安定に資するほか、安定的な作業の確保、施設外就労の推進のため、農業分野における講師の派遣や、農作業を発注する農業法人や農家と、受注する福祉事業所のマッチングのための体制整備に取り組む必要があると考えられる。

7 目標工賃

(1) 目標工賃設定の考え方

『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（平成24年4月11日障発0411第4号（一部改正平成27年3月24日障発0324第3号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）では、各事業所は月額又は時間額により算出することになっており、都道府県は各事業所が策定した目標工賃の種類に応じて、目標工賃を設定することとなっている。

第2期岐阜県工賃向上計画では、目標工賃を月額で設定した事業所と、時間額で設定した事業所があったため、月額及び時間額の両方で目標工賃を設定する。

【各事業所の工賃向上計画における目標工賃の状況】

工賃向上計画策定済の事業所：126事業所

うち目標工賃を月額で算定した事業所 88事業所

うち目標工賃を時間額で算定した事業所 38事業所

	平成27年度目標			平成28年度目標			平成29年度目標		
	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)
月額	264,165	20,253	13,043	287,817	20,822	13,823	316,207	21,427	14,757
時間額	107,635	488,681	220	116,481	510,604	228	126,100	535,196	236

(2) 目標工賃の設定

目標工賃は、障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な費用を見込み、また各事業所が設定した目標額を考慮して、平成29年度の目標工賃を月額20,000円とし、以下のとおり年度目標を設定する。

【目標工賃月額】

年度	平成26年度 (実績)	平成27年度 (目標)	平成28年度 (目標)	平成29年度 (目標)
月額	12,955	15,000	17,500	20,000
時間額 (対象のみ)	199	235	271	307

※・平成29年度の目標額を基に、各年度の増加額が平準化するように設定

- ・時間額による目標は、工賃向上計画の目標工賃を時間額で設定した事業所のみを対象とし、当該事業所の実績を基に、月額の目標額と同程度の向上率となるよう設定

ア 障がい者が地域での自立した生活を営むために必要な費用の考え方

モデル：岐阜市在住、グループホームから就労継続支援B型事業所へ通所（障害福祉サービス利用料は0円）、単身世帯、年齢20～40歳

①生活保護制度における生活扶助基準額（最低生活費）

生活扶助基準（第1類＋第2類）	76,126円
障害者加算	24,470円
計	100,597円（約100,000円）

※ 実際のグループホームにかかる費用は、岐阜市内で6～7万円（家賃、光熱水費、食材料費等）となっており、それ以外に被服費等の支出が必要なことを考慮すると、月額10万円程度が最低限必要な生活費と考えられる。

②障害基礎年金による所得

2級障害 780,100円／年（一ヶ月あたり 65,008円）

③特定障害者特別給付費（平成23年10月～）

グループホームに係る支給決定を受けている障がい者に対し、月額1万円（家賃の月額が1万円未満の場合は当該家賃の額）を支給

必要工賃月額（①－②－③）

100,597円－65,008円－10,000円＝25,589円

イ 各事業所が設定した目標工賃との考え方

各事業所が設定した平成29年度の目標工賃月額は、14,757円となっており、上記アで算出した必要工賃月額と乖離がある。

第2期岐阜県工賃向上計画の目標工賃月額としては、アで算出した必要工賃月額を目標として行く必要があるが、各事業所が設定した目標工賃と乖離があること、目標に向けて取り組んでいく期間が3年間と短いことから、以下のとおり必要工賃月額と各事業所による目標工賃月額を考慮して、月額20,000円を平成29年度の目標工賃とする。

（必要工賃月額 25,589円＋各事業所の目標工賃14,757円）／2
＝20,173円（≒20,000円）

8 工賃向上のための具体的な取組

6で整理した課題を踏まえ、工賃向上のため、これまでの工賃向上計画に引き続き、以下のとおりの取組を行う。

なお、当計画の対象事業所は就労継続支援B型事業所であるが、県下の生産活動を行う障害福祉サービス事業所全体の工賃向上が対象事業所の工賃向上に資すると考えられる取組、岐阜県セルフ支援センターによる取組については、幅広く障害福祉サービス事業所を対象とした取組を行うものとする。

(1) 企業、地域、行政関係者への事業所の取組の周知と協力依頼

- ・企業、行政関係者、福祉施設等を対象とした事業者の意識改革等を促す啓発セミナーの開催
- ・事業所への積極的な作業委託、自主製品の発注を、市町村、企業に対し周知、依頼

(2) 工賃向上に積極的に取り組む事業所への経営改善、技術向上等の支援

- ・ 経営改善や利用者、職員の技術向上等のため、専門的知識を持つコンサルタントを事業所に派遣
- ・ 商品開発・改良等、授産活動上の課題を解決するため、同種の作業を実施する施設による研究会の開催
- ・ 工賃向上に積極的に取り組む事業所のうち、特に能力があると認められる事業所に対して、工賃向上のモデル事業として経営診断や就労技術コーチの派遣等の支援を行い、その結果を全県下の事業所の工賃向上に向けた取組に活用
- ・ 平成8年度から授産施設等の支援活動を行っている岐阜県セルフ支援センターによる取組（販売受注促進、商品開発・研究、広報活動）の推進
- ・ 商品・サービスの受注機会拡大のため、複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行う共同受注窓口を岐阜セルフ支援センターに設置し活用を推進
- ・ 関連補助事業（社会福祉施設等施設整備費補助金等）を活用し、事業所の工賃向上のための基盤整備を支援
- ・ 障がい者の就労機会の拡大のため、農業分野への参入を支援する障がい者農業参入チャレンジ事業を実施
- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品やサービスの優先的、積極的な調達を推進するとともに、県内市町村に対して働きかけ

(3) 計画の推進に向けた関係機関との協力と見直し

- ・ 計画を推進するため、関係機関による「工賃向上計画推進委員会」を設置し、工賃向上に向けた協力を推進するとともに、課題等の検討を行い、計画の進捗状況等に応じて計画の見直しを実施

【年度別の取組計画】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
企業等への周知、依頼 (啓発セミナーの開催等)			→
コンサルタント派遣・研修会の開催			→
工賃向上のモデル事業の実施			→
セルフ支援センターの取組の推進			→
共同受注窓口の活用推進			→
関連補助事業の活用			→
障がい者農業参入チャレンジ事業の実施			→
障害者優先調達推進法に基づく調達の推進			→
工賃向上計画推進委員会による計画推進・見直し			→